

都城島津家史料の寄贈から保存・公開に向けて

都城市教育委員会文化財課

島津家史料目録作成担当副主幹

山下 真一

目次

はじめに

一 市史編さん事業と都城島津家史料

(1) 市史編さん事業

(2) 都城島津家史料の寄贈

二 都城島津家史料の整理事業の開始

(1) 都城島津家史料の概要

(2) 都城島津家史料調査整理事業について

三 史料の保存と公開に向けて

(1) 都城島津家史料の位置づけ

(2) 史料の保存と公開

おわりに

はじめに

本稿は、都城島津家史料の寄贈に至る過程やその後の展開について明らかにし、その上で史料の保存や公開のあり方について考えるものである。

宮崎県都市では、平成三年度から十七年度まで、十五年の歳月をかけて市史編さん事業を行った。その過程で、広く史料の調査を行った結果、多くの都城地域に関連する史料の所在が明らかとなり、膨大な史料を収集することができた。そして、事業の最大の成果ともいえるべき、中世以来都城盆地の領主家Ⅱ都城島津家伝来の史料を寄贈されることになったのである。

ところで、史料の保存問題については、公文書館法の成立以来、多くの議論が行われてきている^①。また、最近では公立博物館施設等の指定管理者制度の問題に関わって、本来の史料保存施設の任務を再確認するという形で、史料保存のあるべき姿が問い直されるようになった^②。

そこで、本稿では都市を事例として、今回の市史編さん事業の過程、史料保存についての考え方、さらに都城島津家史料の寄贈に至る経緯等について述べ、その上で今後史料の保存・公開はどうあるべきかについて、展望してみたいと思う。

一 市史編さん事業と都城島津家史料

(一) 市史編さん事業

都城島津家史料が都市へ寄贈されたのは、平成三年度から十五年にわたって行われた『都市史』編さん事業（以下、「市史編さん事業」と略記）が大きなきっかけになったといつて間違いのないであろう。それは、今回の市史編さん事業が史料の収集・保存を方針の中心として掲げていたことによる。そこで、ここでは都市にお

いて行われた市史編さん事業について見ていくことにしたい。

まず、今回の『都市史』（以下、『市史』と略記する）に至る都市における自治体史編さん事業の歴史について、窺ってみることにしよう。これについては、すでに『都市史 通史編 近現代』で明らかにしているが、改めて概略を述べておきたい。

最初に都市で行われた『市史』は、昭和初期に市から委嘱を受けた前田厚氏執筆による『都市史』である。『市史』の「自序」からその経緯について見ると、前田氏が市から委嘱を受け、編さんに着手したのは昭和四年（一九二九）四月であったという。三年の調査を経て、執筆に取り掛かったのは同七年一月頃のことである。そして、同十四年の暮れに戊辰戦争までを書き上げ、当時における「現代史」部分を含めた全執筆が終了したのは、同十七年七月であった。

編さん体制としては、昭和八年五月三日^③、翌年四月十八日などに市史編さん委員会が図書館で開催されたという記録があることから、組織的に行われたことが窺える。特に後者の記録では、編さん委員会への参加者として、執筆した前田厚氏をはじめ、委員に図書館長富松嘉吉・本多精夫・宮田信吾各氏の名が確認できる。この年は委員会がたびたび開催されており、ほかに木野本祝学・北郷秀雄両氏の名も見られるのである。ただ、『市史』の序文から判明するように執筆を担当したのは、前田厚氏一人であったようだ。なお、この『市史』は、第二次世界大戦の戦禍によって発刊されることはなく、三〇〇枚以上に及ぶ原稿は図書館に保管されたままとなつてしまった。しかし、平成元年（一九八九）に『稿本都市史』として、都城史談会の努力によって刊行され、約半世紀ぶりに陽の目を見ることになったのである。

次に『市史』が編さん・刊行されたのは、市制施行三十周年を記念した昭和二十八年、その次が市制施行四十周年を記念した昭和四十五年であった。前者は前田厚氏によって執筆されたもので、その

内容は戦前刊行されることのなかった『市史』のダイジェスト版といふべきものである。後者は市史編さん委員会によって執筆されているが、同様に前田氏が執筆した未刊行『市史』を底本にしたものであった。

昭和四十五年の市史編さん事業の発端は、昭和三十七年七月、当時の蒲生昌作市長が全国市長会全欧米先進都市行政視察団の一員として外遊したことであった。『市史』刊行時の堀之内久男市長の「巻頭言」によると、蒲生市長が『市史』の編さんを決意したのは、欧米の「歴史尊重の精神」のもと「民族精神の高揚」・「愛郷心愛国心の涵養」していることに接したことだという。このことによつて蒲生市長は、都城市でも市なりの「誕生の由来と発展の歴史」を「丹念に記録にまとめ」、後世に伝えることを目的に、新たに市史を編さんする必要性を痛感したというのである。つまり、市独自の歴史を記録することで、市民に市への愛着と誇りを持つてもらうことを意図して『市史』編さんを始めたといえよう。そこで、昭和三十八年九月に市史編さん委員会が結成され、その専門委員に肥田木重文氏が就任した。これに先立って、同年四月十六日に肥田木氏は蒲生市長と面談・協議し、八か条からなる基本方針を確認しているのである。ここでは、町村制市制施行の歴史を詳細にたどるというように、行政史に重点を置いていた。

以上みてきたように、以前行われた三回の『市史』は、通史を刊行することが主な目的で、史料の収集・保存については特に触れられていなかったことが特徴である。

次に『市史』が編さんされたのは、二十一年後、昭和の時代も終わり、平成になってからであった。そのきっかけとなったのが『宮崎県史』編さん事業である。この事業は、昭和五十八年から置県百年事業として開始されたものである。全三十一巻という大部なもので、県内で初めて『通史編』とは別に『資料編』が刊行された。新たな『都城市史』の編さん事業開始への動きも、この『宮崎県史』

編さん事業が大きく影響していた。

一方、この時期、都城市では図書館の事業として、昭和六十年四月から重永卓爾氏に委託して、都城島津家に保存される史料の翻刻・刊行事業が行われていた。その成果は『都城島津家史料』全三巻として結実している。こうした状況の中で、地元の歴史研究団体や『宮崎県史』編さん事業に関わる人々からの再三の陳情もあつて、平成三年四月から市史編さん室が企画部に設置された。編さん室の人的体制は、当初室長一人、嘱託職員一人の計二人であつたが、徐々に増員され、平成五年度からは、室長・主幹・室員各一人、嘱託職員二人、臨時職員一人の計六人体制となる。平成八年度からは嘱託職員を廃し、専門委員三人体制として、平成九年度途中には専門委員一人を増員して、計八人体制となった。

編さん体制としては、平成三年度に「都城市史編さん委員会」が設けられ、その中に学識経験者で組織する「専門委員会」が設置された。編さん委員会の会長には都城市助役が就任し、顧問には当時鹿児島大学教授の五味克夫氏を迎え、『都城市史』の編さん作業が本格的に開始されたのである。

今回の市史編さん事業では、「市史編さん基本大綱」を策定し、市史編さんに対する考え方を示している。まず編さんの目的は「原始・古代から現代に至る本市の歴史を学問的に明らかにして、市民の郷土に対する理解を深め、誇りを高めるとともに後世への文化遺産とし、本市の文化向上に資する」ことであつた。そして、これを実現するために次のような基本方針を掲げた。

① 現在の都城市域を主たる対象として、歴史的経過を正確に把握し、我が国の歴史の中における本市の位置づけを明らかにする。

② 格調高い内容を保ちながら、広く学界の研究成果を取り入れることに務め、できるだけ平易な表現で記述し、写真、図版、統計等を採録して広く市民に愛され親しまれるものとする。